

2022年9月29日

取手市長殿

## 反論書送付通知書

審査請求人



取手市長が2022年4月18日付で行った情報部分開示決定（取総発第73号）に対する審査請求に関し、行政不服審査法第30条第1項の規定により、下記の反論書を別添の通り提出します。

### 記

- 反論書  
正本・副本各1通

以上

2022年9月29日

## 反論書

審査請求人

取手市戸頭

取手市長が2022年4月18日付で行った情報部分開示決定（取総発第73号）をめぐり、審査請求人が2022年7月18日付で提起した審査請求について取手市長が2022年8月18日付で作成した「弁明書」に対し、下記の通り反論します。

### 記

- 1) 5万円を上回る多額寄附者の住所・氏名・職業・寄付額などを記載した政治資金収支報告書が公開されているのは「民主政治の健全な発達に寄与することを目的」とし「政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため」（政治資金規正法第1条）です。同法の基本理念を度外視し、公開済みの寄附者情報を市の判断で非公開とするにあたっては、具体的な根拠や理由付けが不可欠です。
- 2) しかし、市は第一に、政治倫理条例に基づき2021年10月25日付で提出された調査請求書の添付資料として取得したに過ぎないと弁明しています。ここで驚きなのは、調査請求人が提出した「収支報告書」とされる添付資料について、その真偽を確認しないまま政治倫理審査会（以下「審査会」という）の審査資料として転用して当然のような弁明です。審査会の客観的な審査を期すため、事務局は茨城県選挙管理委員会から独自に収支報告書を入手して審査会に提供すべきだったのです。真正な収支報告書の入手を怠っていたことを事実上「逆手」にとって、非公開の理由付けにすることは噴飯物ではありません。
- 3) 同時に寄附者情報非開示の理由付けとして「情報情報を取得するに至った経緯も目的も異なることから、単に同一の情報として公開を前提に取り扱うものではなく、その情報の性質、当該情報を入手した理由、経過、公開に係る法令の趣旨等を総合的に判断した」と弁明しています。審査請求人は今回の審査請求書などで「木で鼻をくくったような」抽象的な表現を使って一般市民に説明することはやめるよう繰り返し要望してきてしまし

た。しかし、ここでもまた「情報の性質、当該情報を入手した理由、経過、公開に係る法令の趣旨等を総合的に判断した」と抽象的語句の羅列に終始しています。具体的にどのような性質の情報というのか、また具体的にどのような法令の趣旨や基準を参考にしているのか、詳細をまったく明らかにせず「総合的に判断した」と一言で片付けています。既に公開されている寄附者情報を市独自の判断で非公開としているのですから、その理由を具体的に明らかにする責任が市にあります。市民の知る権利に資する情報公開制度や政治資金収支の公開制度の基本に反して、市民が理解できるように平易な説明をすべき責任を放棄していると言わざるを得ません。

- 4) 「調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見」の非開示決定に反論するにあたって踏まえておきたいのは、審査会の位置づけや目的です。審査会は、行政機関に専門的知見を反映させたり、市民の視点を入れたりすることを目的として、地方自治法第183条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関です。政治倫理条例第11条第3項の規定にある通り、弁護士や税理士、行政書士など有識者をはじめ、公募市民といずれも外部の方々が委員を務めています。市長や市議などの政治倫理を厳正に審査する役割もあることから、あらゆる面で独立性が保障されなければならない機関でもあります。審査会の会議録の取り扱いについても当然、審査会会合で確認されたり、議決されたりしたことを踏まえる必要があります。
- 5) また、政治倫理条例第11条第6項の「審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる」との規定の通り、例外的な場合を除いて公開することが原則です。市長や市議などの政治倫理を公明正大に審査するという役割を担っている以上、審査会の会議を原則として公開するのは当然のことであり、その会議録も同様に原則公開と扱われるべきです。例外的に非公開とする場合にあっては、公開されている会議の場で、非公開とせざるを得ない根拠や必要性を委員間で十分議論して出席委員3分の2以上の同意で決定すべきことは言うまでもありません。会議の非公開と連動して会議録の全部または一部を非公開とする場合についても、公開されている会議の場で、会議録を非公開とせざるを得ない根拠や必要性を委員間で十分議論して採決の上で決定されるべきなのです。
- 6) 上記4)と5)を念頭に置きながら、令和3年度第2回取手市政治倫理審査会会議録（以下「第2回会議録」という）と令和3年度第3回取手市政治倫理審査会会議録（以下「第3回会議録」という）を再確認すると、第2回、第3回とも会議冒頭で会議録の取り扱いについて確認・合意がなされていることが分かります。具体的には「第2回会議録」1ページ目と「第3回会議録」1

ページ目にそれぞれ記載されている通り、第1回審査会の決定事項3点が事務局から説明され、うち第2点の「発言者の特定がされることによって活発な議論が妨げられるとして会議で議決した場合は、発言者氏名を記載しないこととすることが可能」について、高久会長が各委員に記載するかどうか打診し、その結果「発言者の氏名は記載することとした」と決定されています。「発言者の氏名を記載すること」ということはすなわち、発言ごとにだれが発言したものなのか分かるように、その氏名も併せて会議録に記載するというにほかなりません。審議会各委員は市民からの調査請求による審査案件において、発言ごとの発言者が特定された会議録が作成公開されたとしても議論に影響するような懸念はないと明確に判断しているのです。

- 7) 審査会のこうした確認や合意に反するかのように、弁明書で市は「特定の委員がどういった発言をしたかを明らかにすると、発言の内容等について利害関係者等から批判を受けることも想定できます」と理由付けしています。ここでもまた、今回の審査案件において「利害関係者等」とはいったい誰なのか具体的に例示せず、木で鼻をくくったような抽象的な表現を繰り返し使って非開示の根拠説明としているのは残念です。
- 8) やや協道に逸れますが、今回の審査案件で最たる「利害関係者」はとりもなおさず、「調査請求書」で「疑義があると認められる者」として記載され、調査対象となった藤井信吾市長です。政治倫理審査会委員の委嘱者でもある藤井市長から批判を受けることを恐れて各委員の個別意見を非開示扱いにしたとすれば、審査会は藤井市長に忖度して、公正に審査せずシロとの結論をまとめたのではないかとの疑念を持たざるを得ません。そもそも政治倫理審査会は審査案件によっては、調査対象者をはじめとした利害関係者に不利益な決定もせざるを得ないことはやむを得ません。利害関係者から批判を受けることを理由にして情報を開示しないのは、市民の知る権利に反する決定です。
- 9) また市は弁明書で「調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見」の非開示について「会議が非公開とされた部分に係る会議録全体が公開されると、将来にわたり、政治倫理審査会の会議に場における各委員の自由かつ率直な意見の表明や各委員相互の意見交換が阻害され、合議体として意思形成において極めて大きな影響を及ぼす恐れ」があるなどとまたしても抽象的な理由付けに終始しています。しかし、上記6)で触れたとおり、この弁明は審査会の確認や議論をまったく無視しており、事務局の独断・越権との非難を免れません。
- 10) 繰り返しになりますが、第2回、第3回の審査会会合いずれの冒頭で

も、会議録の取り扱い＝作成方法をめぐって「発言者の特定がされることによって活発な議論が妨げられるとして会議で議決した場合は、発言者氏名を記載しないこととすることが可能」とする第1回の確認事項が報告されています。しかし、いずれの会合でも発言者の氏名を記載しないとの議決は行われませんでした。確認事項の文言や議論の流れからすれば、発言者が特定される形での会議録作成によって議論の妨げにならないと各委員とも判断しているのです。市の弁明書で「会議録に委員の氏名を明記することが審査会の議決により決定」と簡単に言及してはいます。しかし、「発言者の特定」という形による「委員の氏名を明記」について、審査会で異論が出なかったことに見て見ぬふりをし、事務局としての独断で一部不開示を決めているのではないかと疑念を持たざるを得ません。

- 11) 取手市政最高の権力者である藤井信吾市長の政治倫理基準違反疑惑をめぐって市民からの調査請求に基づき開かれた審査会において、どのような調査、どのような議論の末に疑義なしとの「調査結果書」がまとめられたのか。その手続きと内容の詳細はすぐれて市民の知る権利の対象です。「調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見」を全面開示するよう強く求めます。

以上